

登園届（保護者記入）

甲府みなみ幼稚園
甲府大里幼稚園 園長 殿

園児名 _____
_____年 _____月 _____日生

（病名）（該当疾患に☑をお願いします）

該当	疾患名	出席停止期間						
	溶連菌感染症	年	月	日	～	年	月	日
	マイコプラズマ肺炎	年	月	日	～	年	月	日
	手足口病	年	月	日	～	年	月	日
	伝染性紅斑（リンゴ病）	年	月	日	～	年	月	日
	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）	年	月	日	～	年	月	日
	ヘルパンギーナ	年	月	日	～	年	月	日
	RSウイルス感染症	年	月	日	～	年	月	日
	带状疱疹	年	月	日	～	年	月	日
	突発性発疹	年	月	日	～	年	月	日
	他（ _____ ）	年	月	日	～	年	月	日

（医療機関名） _____ （ _____年 _____月 _____日受診）

において

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので

_____年 _____月 _____日より登園いたします。

_____年 _____月 _____日

保護者名 _____

※保護者の皆様へ
こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日を快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

インフルエンザ等登園届 (保護者記入)

施設 (幼稚園) 名 : 甲府みなみ幼稚園

クラス : _____ 組

園児氏名 : _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 : _____ において,

インフルエンザ (A 型・B 型・不明) ・新型コロナウイルス感染症と診断されました。 (該当する診断を○で
囲んでください)

(発症日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

下記、『登園のめやす』に記載された日数が経過し、登園が可能となりましたので、届け出いたします。

保護者氏名 _____

『登園のめやす』(学校保健安全法施行規則に示す出席停止期間)

インフルエンザ

「発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過」

新型コロナウイルス感染症

「発症後 5 日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後 1 日を経過」

<出席停止期間中の体温測定結果>

※ 1 の発症日を記入

日数	発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(曜)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
(時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
(時)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※登園する当日の朝まで、朝夕必ず検温を続けてください。

(発熱期間が長く、解熱後 3 日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

※日数の数え方については、裏面をご覧ください。

日数の数え方について

○ インフルエンザ

インフルエンザの出席停止の期間は「発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで」と定められています。インフルエンザにおいて「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は**含まず**、翌日を第 1 日と数えます。

以下は日数計算の例ですので参考としてください。

インフルエンザ	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日
発熱後 1 日で解熱	発熱	解熱	発症後 5 日以内であるため登園不可				登園可能				
発熱後 6 日で解熱	発熱						解熱	解熱後 3 日経過		登園可能	

※ なお「解熱」とは、解熱剤を使用せずに解熱していることを指します。

また、解熱の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。

○ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間は「発症後 5 日を経過し、かつ、発熱、痰やのどの痛み等の症状が軽快した後 1 日を経過」と定められています。インフルエンザと同様に日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は**含まず**、翌日を第 1 日と数えます。

新型コロナウイルス感染症	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後
	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日
発熱後 1 日で解熱	発熱	軽快	発症後 5 日以内であるため登園不可				登園可能		
発熱後 6 日で解熱	発熱						軽快	軽快後 1 日経過	登園可能

※ なお「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

また、軽快の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を 1 日目とします。